

○総務省告示第 号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

- 一 平成五年郵政省告示第二百二十三号（無線設備規則第四十九条の七ただし書の規定に基づくMCA陸上移動通信を行うMCA制御局等の設備であつて、同規則第四十九条の七の各号の条件を適用することが困難又は不合理である無線設備の技術的条件）
- 二 平成六年郵政省告示第五百九十号（無線設備規則第四十九条の七第一号ロ（4）の規定に基づくMCA陸上移動通信を行う無線局の無線設備で電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件）
- 三 平成五年郵政省告示第二百二十四号（無線設備規則第四十九条の七第二号の規定に基づくMCA陸上移動通信を行うMCA制御局等が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の条件）